



武蔵野市障害者福祉センター  
改築に伴う基本計画

令和5年3月

## 目次

I 基本計画策定にあたって	1
I-1 基本計画策定の目的	1
I-2 基本計画策定における、他計画・法令等との関係	1
I-3 基本計画の位置付け	2
II 障害者福祉センターの活用状況	3
II-1 障害者福祉センターの活用状況	3
II-2 武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会の検討結果	12
III 障害者福祉センターの改築に関する基本理念と基本方針	14
III-1 基本理念	14
III-2 基本方針	14
IV 障害者福祉センター改築に関する諸要件の整理	16
IV-1 整備予定敷地の概要	16
IV-2 ゾーニング及び必要諸室・諸条件についての検討	18
IV-3 配置計画、車両・歩行者の動線計画	23
IV-4 ゾーニング、階構成案	24
V 施設整備に関する考え方	25
V-1 敷地概要、建築概要	25
V-2 施設整備における留意事項	26
VI 事業費及び事業スケジュール	29
VI-1 事業費想定	29
VI-2 事業スケジュール	29
VII 意見聴取(パブリックコメント)の実施と市の対応方針	30

## I 基本計画策定にあたって

### I-1 基本計画策定の目的

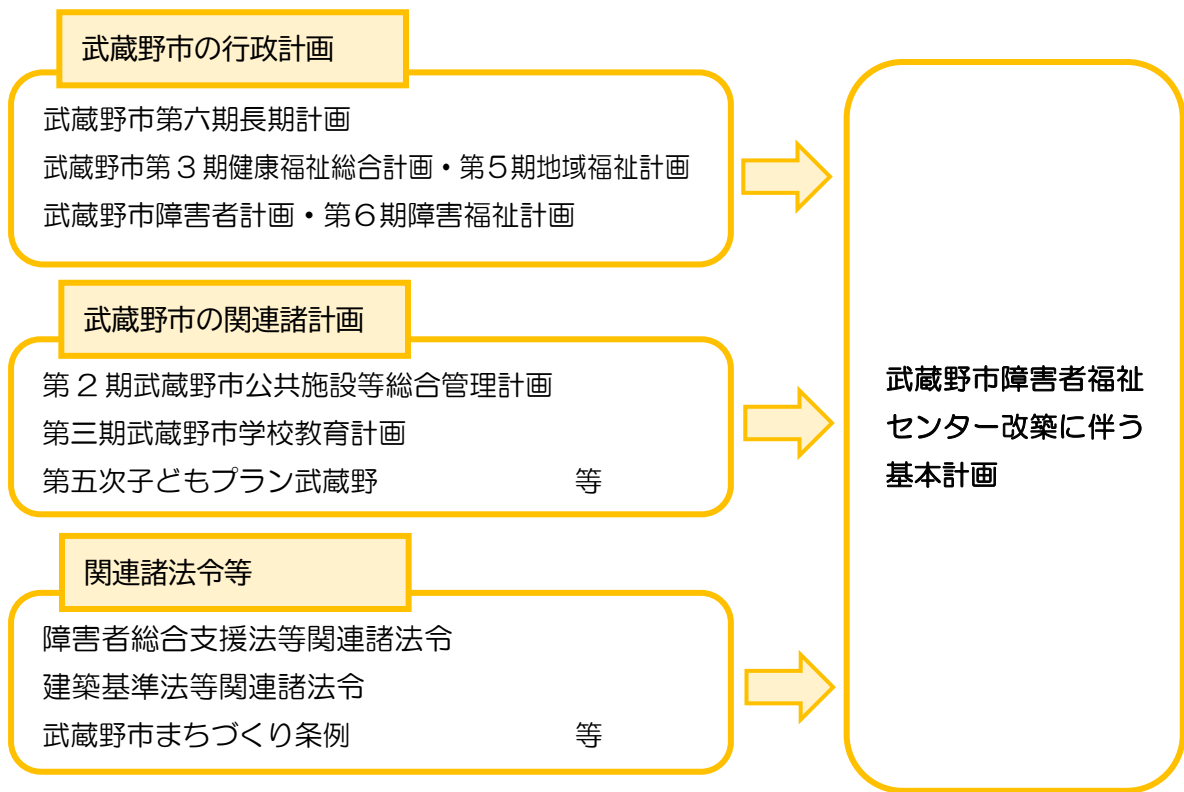
昭和55(1980)年に開設後、築42年が経過している障害者福祉センターについては、令和3(2021)年2月の公共施設等総合管理計画庁内推進本部にて、劣化状況調査の結果、建物全体で経年相当の劣化が進行しているため、大規模改修を実施するか、建替えを実施するか、今後の方針を早急に検討する必要がある、との報告がなされた。この報告を受け、武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会を設置し、建物・設備の老朽化に伴う大規模改修や業務のあり方、機能の見直しについて検討を行うこととなった。

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会において、障害福祉サービスの社会的背景、障害者福祉センターで行われている事業や利用状況、利用者やサービス提供事業者からの意見等のソフト面と、敷地の条件・現施設の建築としての課題などのハード面の双方から検討した結果、障害者福祉センターの老朽化への対応として、大規模改修ではなく、建替えが望ましいとの報告を受け、安全に事業を継続するため、建替えを行うこととした。

本基本計画は、基本的な施設整備の内容を整理し、基本理念や基本方針、建替えに関する諸条件の整理を目的として策定する。

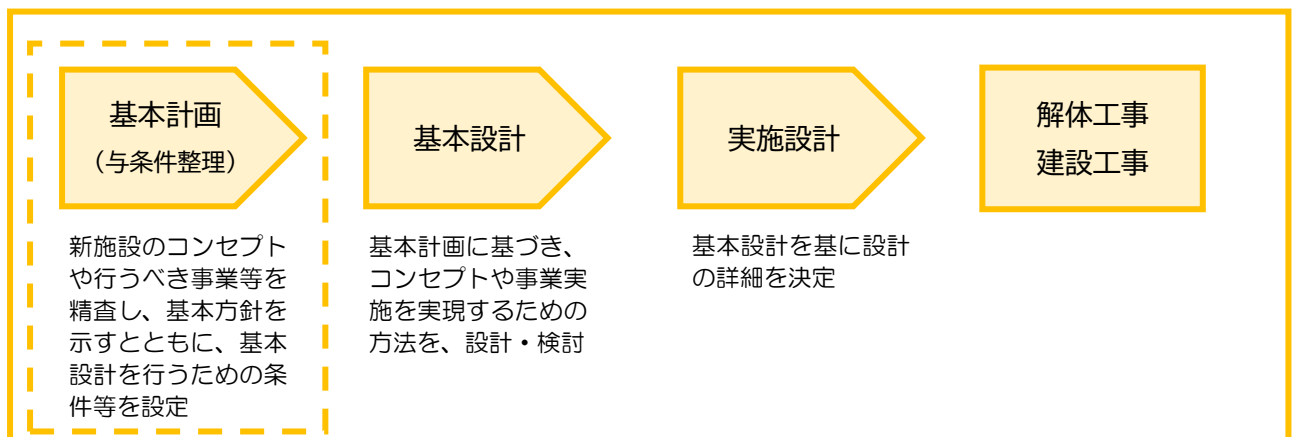
### I-2 基本計画策定における、他計画・法令等との関係

本計画は、市の最上位計画である武蔵野市第六期長期計画、健康福祉分野における横断的な課題や連携すべき方向性と総合目標、重点的な取組を定めた武蔵野市第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画、障害福祉分野の個別計画を定める武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画に従い、庁内の関連諸計画等との整合を図り、また、障害福祉関連諸法令等や建築関係の諸法令等を踏まえることで、整備に向けた基本的な考えを示すものとする。



### I-3 基本計画の位置づけ

基本計画においては、武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会の検討内容を素地として、基本方針を示すとともに、I-2に示す関連諸計画・法令等との整合を図り、建築における諸要件を検討することで、新しい障害者福祉センターの整備方針・備えるべき機能等を検討し、次年度以降に実施する基本設計・実施設計における設計と条件を整理する。



## II 障害者福祉センターの活用状況

### II-1 障害者福祉センターの活用状況

#### 1 障害者福祉センター設立の背景及び現在に至るまでの経緯

戦後、日本国憲法に福祉が位置付けられ、生活保護法（1946年）、児童福祉法（1947年）、身体障害者福祉法（1949年）の福祉三法が制定された。さらに、1951年には、福祉事業を民間が行う受け皿として、社会福祉事業法が制定されたことにより、福祉サービスは、行政の措置として提供され、その事務は国から委任を受けた地方公共団体の長により国の機関として処理され、その費用は応能負担とする、という社会福祉の基礎構造が形成された。また、福祉事業を民間の社会福祉法人に措置委託として行うための基盤が整えられた。その後、「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年（1981年）、障害者に関する世界行動計画（1982年）及び国連・障害者の10年（1983年～1992年）に影響を受け、ノーマライゼーションの理念が普及し、施設入所中心の施策に地域福祉を加味する形で関連法や施策が変更された。（以上出典、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会 資料3-3「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）第4日本の障害者施策の経緯」）

このような時代背景の中、障害者団体の団体事務室の設置と、相談コーナー及びリハビリテーションの場の設置、また、障害者自身の教養講座の実施を主とする請願から、武蔵野市障害者福祉センター設立推進連絡協議会（以下「協議会」という。）が発足した。協議会から障害者福祉センター設立の要望書が提出され、市は心身障害者通所訓練所や学童保育クラブ等の施設を取り壊し、新たに地下1階地上3階の施設を建設する計画を立て、障害者福祉センターの建設に至った。設計段階から利用者や支援団体、地域の意見を聞きながら、地域に根差した施設になるべく、「リハビリテーション」、「コミュニケーション」、「アクセシビリティ」、「安全性と快適性」という4つの設計ポイントをもって建てられた。

こうして建設された障害者福祉センターは、昭和55（1980）年12月、身体障害者福祉法に基づく、身体障害者福祉センターB型として認可され、同時に、条例で規定される武蔵野市障害者福祉センター運営協議会が設置された。

その後、社会福祉基礎構造改革による社会福祉事業法等の大幅な改正が行われ、サービス利用の仕組みが「措置から契約」へと制度移行し、支援費制度から障害者自立支援法、そして障害者総合支援法へと法体系も整備され、法の給付に基づいた新たな障害福祉サービスの仕組みが創設された。その中で、障害者福祉センターで東京都の補助金を原資として活動していた任意団体の事業は方向性の転換を余儀なくされることになった。そのため、平成22（2010）年に障害者福祉センターで行っていた各種事業を大幅に見直し、障害福祉サービスにおいて民間参入が難しいと想定された事業（現在障害者福祉センター内で実施されている事業）に再編した。平成29（2017）年には指定管理者制度を導入するなど、法改正に対応した障害福祉サービスを提供するとともに、法体系に基づく制度では捕捉しきれない障害のある方々に向けてもきめ細やかな支援を実施している。

## 2 障害者福祉センターにおける事業

市では、社会福祉法人武蔵野を障害者福祉センターの指定管理者に指定している。また、障害者福祉センターの一部を社会福祉法人武蔵野千川福祉会に貸し出している。

障害者福祉センターで行なわれている事業は、武蔵野市障害者福祉センター運営協議会に諮問し、決定しているが、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業（以下「法内事業」という。）と市の単独事業（以下「市単独事業」という。）に大別される。

### ①管理部門 **市単独事業**

#### ア 施設貸出

障害者団体・ボランティア団体の方を対象に活動の場を提供

#### イ 各種講習会（障害者手帳所持者対象）

社会生活を送る上で必要な技術の習得、趣味や教養の講座の実施

#### ウ 通所移送事業

通所訓練等で利用される障害のある方のために、必要に応じて送迎を実施

### ②通所支援部門（生活リハビリサポートすばる） **法内事業・市単独事業**

#### 〈自立訓練（機能訓練）〉

病院や施設を退院（退所）し、地域生活へ移行する方を対象とした、地域での生活力を高めるための身体的リハビリテーションなど

#### 〈中途障害者デイサービス〉

介護保険や既存のサービスを利用しにくい中途障害のある方などを対象として、社会参加と活動の場を提供。地域生活をより豊かにするための支援

### ③相談支援部門（障害者相談支援事業所ほくと） **法内事業・市単独事業**

#### 〈専門相談〉・リハビリ相談（補装具、日常生活用具、住宅改修など）

- ・視覚障害者相談支援事業
- ・高次脳機能障害相談支援事業「ゆいっと」

#### 〈計画相談〉・障害福祉サービスを利用する際のサービス等利用計画書の作成

- ・相談支援専門員による基本相談

### ④生活介護（千川作業所） **法内事業**

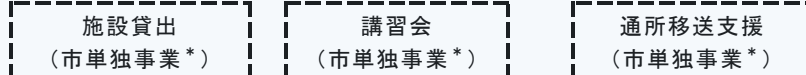
### ⑤児童発達支援事業（千川おひさま幼児教室） **法内事業**

### ⑥放課後児童健全育成事業（千川さくらっこクラブ） **児童福祉法に基づく市事業**

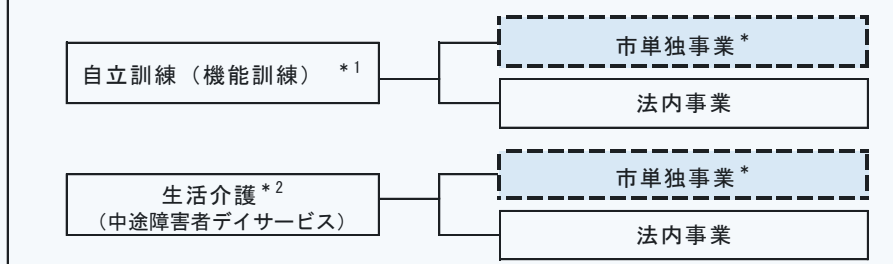
※①～③は市が社会福祉法人武蔵野に指定管理委託、④～⑥は社会福祉法人武蔵野千川福祉会による事業

## 武蔵野市障害者福祉センター 事業全体像

### ①管理部門



### ②通所支援部門 生活リハビリサポート すばる



### ③相談支援部門 障害者相談支援事業所 ほくと



\* 市単独事業

障害者総合支援法に基づく給付事業（自立訓練（機能訓練）\*<sup>1</sup>と生活介護\*<sup>2</sup>）の受給要件を満たさない方などを対象として市が独自に行っている事業

### ④生活介護\*<sup>2</sup>事業（千川作業所）

### ⑤児童発達支援事業\*<sup>3</sup>（千川おひさま幼児教室）

### ⑥放課後児童健全育成事業\*<sup>4</sup>（千川さくらっこクラブ）

#### 【用語解説】

* 1	自立訓練（機能訓練）	障害福祉サービスの一つ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練
* 2	生活介護	障害福祉サービスの一つ。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
* 3	児童発達支援事業	障害のある児童を通所させて、日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行うサービス
* 4	放課後児童健全育成事業	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの

### 3 障害者福祉センターの利用状況推移

#### ① 管理部門

##### ●施設貸出（貸出対象：障害者団体・ボランティア団体）

（上段：件数 下段：利用者数）

年度	視聴覚室	録音室	印刷室	調理実習室	会議室	計
29 (2017)	43	173	91	19	128	454
	506	453	203	108	1,700	2,970
30 (2018)	52	191	109	10	140	502
	553	561	245	72	1,713	3,144
元(31) (2019)	47	181	79	20	144	471
	536	482	182	106	1,759	3,065
2 (2020)	97	187	22	貸出中止	85	391
	731	269	30		660	1,690
3 (2021)	95	155	31	0	104	385
	659	212	53	0	773	1,697

##### ●機器等の貸出

（件数）

年度	印刷機	録音機	車椅子	その他※	貸出図書	合計
29 (2017)	94	11	5	236	2	348
30 (2018)	109	-	7	203	9	328
元(31) (2019)	79	-	5	120	15	219
2 (2020)	21	-	-	66	6	93
3 (2021)	30	0	0	76	21	127

※その他にはお茶セットとピアノを含む。

#### ② 通所支援部門（生活リハビリサポートすばる）

##### ●自立訓練（機能訓練）（障害者総合支援法に基づく法内事業）

病院や施設を退院（退所）し、地域生活へ移行する方を対象とした、地域での生活力を高めるための身体的リハビリテーション

年度	実施日数	通所延人数	訪問人数
29 (2017)	244	1,113	59
30 (2018)	241	1,313	52
元(31) (2019)	240	1,462	34
2 (2020)	237	572	8
3 (2021)	242	593	9



●中途障害者デイサービス（生活介護）

介護保険や既存のサービスを利用しにくい中途障害のある方などを対象として、地域生活をより豊かにするための支援

年度	実施日数	延人数
29 (2017)	244	1,479
30 (2018)	244	1,645
元(31) (2019)	240	1,537
2 (2020)	237	1,448
3 (2021)	242	1,251

●市単独事業による自立訓練（機能訓練）、生活介護

障害者手帳等を申請中の方、障害があっても手帳が取得できない、または障害支援区分等で障害者総合支援法の障害福祉サービスに該当しない方で、市が自立訓練、生活介護等のサービスが必要と認めた方を対象とした支援

年度	実人数	延人数
29 (2017)	8	113
30 (2018)	11	183
元(31) (2019)	2	42
2 (2020)	7	148
3 (2021)	5	146

③ 相談支援部門（障害者相談支援事業所ほくと）

●リハビリ相談

身体機能や日常生活の状況に応じた、必要な補装具、日常生活用具、住宅改修等に関する相談

<相談件数>

年度	実人数	延人数
29 (2017)	72	673
30 (2018)	50	563
元(31) (2019)	61	603
2 (2020)	74	749
3 (2021)	74	800

●視覚障害者相談支援事業

視覚障害者の在宅生活を維持、向上させるために必要な相談、生活訓練、生活指導  
その他の支援

<相談件数>

年度	実人数	延人数
29 (2017)	98	1,121
30 (2018)	93	977
元(31) (2019)	97	902
2 (2020)	91	729
3 (2021)	87	743

<点字教室>

年度	実施回数	実人数	延人数
29 (2017)	33	7	164
30 (2018)	34	8	182
元(31) (2019)	34	8	162
2 (2020)	27	7	113
3 (2021)	33	6	135

●高次脳機能障害相談支援事業（ゆいっと）

事故や病気などで脳に損傷を受け、高次脳機能障害となった方への地域生活と社会復帰の支援

<相談件数>

年度	実人数	延人数
29 (2017)	52	1,444
30 (2018)	40	1,392
元(31) (2019)	59	1,086
2 (2020)	49	1,254
3 (2021)	66	1,376

<フリーサロン>

年度	実施回数	実人数	延人数
29 (2017)	22	7	103
30 (2018)	22	6	31
元(31) (2019)	22	7	39
2 (2020)	18	7	64
3 (2021)	19	10	110

#### 4 障害者福祉センターにおける団体利用

会議室等の施設を障害者団体や支援者団体などに貸し出すことで、団体の活動や交流を支援している。利用には、団体として利用登録をする必要がある。登録には会則等の資料の提出が必要で、年度ごとに申請を行う。年度途中の申請も可能

##### (1) 登録団体と主な活動（令和4（2022）年4月現在）

	団体名称	区分*	活動内容
1	すみれの会	当	失語症グループの自主訓練
2	武蔵野市聴覚障害者協会	当	聴覚障害者の当事者団体
3	ふれあいクラブ	当	絵画や折り紙など余暇活動、会報の作成
4	サークル・ジャンプ・モモの会	当	社会人及び学齢児の音楽療法
5	武蔵野市障害者福祉協会	当	身体障害者の当事者団体、親睦活動
6	ひまわり友の会	当	ひまわり作業所閉所後の親睦活動。 映画鑑賞、昼食会など
7	絵の会おもちゃ箱	当	知的障害者を対象とした絵画教室
8	パラウイング	当	卓球の自主グループ
9	むらさき育成会	当	知的障害者の親の会
10	山彦の会	当	知的障害者の親の会
11	武蔵野市登録手話通訳者連絡会	ボ	武蔵野市手話通訳派遣事業に基づき市内の聴覚障害者に対し円滑な通訳を行う。
12	手話サークルむさしの（昼）	ボ	手話を通して聴覚障害者の理解を深める。
13	手話サークルむさしの（夜）	ボ	手話を通して聴覚障害者の理解を深める。
14	朗読奉仕の会むさしの	ボ	武蔵野市視覚障害者福祉協会に協力し朗読奉仕をする。公の広報物の音訳と発送
15	むさしの成年後見サポートセンター ーこだまネット	ボ	成年後見に関する活動

\*区分 … 当：当事者団体、ボ：ボランティア団体

## ② 建替えに関する利用登録団体の意見

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会では、各利用登録団体の利用状況や障害者福祉センターに求める機能について検討の基礎資料とするため、令和3年6月に書面によるアンケート調査を実施した。

また、本基本計画を策定するにあたり、改めて登録団体に対して対面で、現在の使用状況、建替え後の障害者福祉センターに期待すること、あったらいいと思う機能、団体の活性化のために期待すること等についてのヒアリングを実施した。

### 【基本計画策定にむけてのヒアリングについて】

ヒアリング実施期間 令和4年9月7日から 15日まで

ヒアリング実施団体 14団体（対面ヒアリング11団体、書面回答3団体）

#### Q 現在、よく利用している部屋や機能について

A

- ・視聴覚室や地下会議室を、団体の会議や交流等の場所として利用している。
- ・地下会議室を、芸術活動の場やスポーツの場として利用している。
- ・地下会議室のロッカーを、団体備品や資料等の保管場所として利用している。
- ・印刷室を、会報等の印刷発送作業等を行うために利用している。

#### Q 建替え後の障害者福祉センターについて期待すること・あったらいいと思う機能・団体の活性化のために期待すること等

A

《活動の場について》

- ・会によっては大規模な集まりもあるので、大きい会議室があるとよい。
- ・青年期以降の心身障害者が活動できる、運動できるようなスペースが欲しい。
- ・団体の活動として調理を行ってきたため、調理室があるとよい。
- ・かつては、行事の際に調理等も行ってきたが、現在ではケータリング等が充実しており、調理室は使用していない。ミニキッチン等があれば、用いるかもしれない。
- ・Wi-Fi機能、スクリーン、プロジェクター等を整備することで、ネット環境を整備して、障害者や支援者が様々な取組を行える場があるといい。
- ・交通の便がいまいちのため、駅に近いコミセン等を利用することが多い。広い会場として用いることができる会議室や、Wi-Fi等が整備されている部屋があれば、利用するかもしれない。
- ・音楽療法等を行えるような、視聴覚機能を有する部屋は引き続きあるとよい。

《地域との交流、団体間の交流などについて》

- みんなが集まることができる場所、地域と共存していく場所、地域に発信できる場所にしてほしい。
- 年齢に関係なく集える場所になってほしい、他の団体とも交流したい。
- 情報を得ることができる機能・相談ができる拠点となってほしい。
- 障害のある方もない方も交流できる機能があるとよい。
- メンターとしての相談ボランティア事業が実施できるような場所があるとよい。
- かつての障害者福祉センターのロビーのように、ソファや囲碁・将棋があり、気軽に利用できるロビーがあるとよい。
- 外部から見て、どのようなことが行われているのかが分かるように、地域に開放された施設になってほしい。
- 団体間の情報交換ができるようなフリースペースやロビーがあるとよい。
- 障害者とその関係者が、地域の市民に親しまれるセンターになってほしい。またイベント等を通して、市民との交流の場となればよいと思う。

《団体の活動支援について》

- 印刷室は会報等の印刷のために、引き続き整備してほしい。
- 団体の備品を保管する機能は、引き続き整備してほしい。

《その他》

- 災害時に障害者の避難場所を整備してほしい。
- 1階に多目的室があると、講演会やイベント等を行う際に使用しやすい。
- 交通のアクセスがいい場所ではないので、自転車で来館することも多い。雨天時に屋根付きの駐輪場があると助かる。
- 来場者用の駐車場があるとよい。

## Ⅱ-2 武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会の検討結果

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会では、障害者福祉センターの建物の劣化状況や行われている事業について検討が行われ、現在実施されている事業を安全に継続して実施していくために、現在の建物を大規模修繕して事業継続するのではなく、建替えを実施し、安全に事業を継続することが望ましいとの結論を一致して得た。また、議論の中で上がった意見は下記のとおりである。

### 1 現状の機能（事業）等について

○現在行っている事業（機能）の中で不要なものは一つもない。

○障害者福祉センターの開設当初に比べ、法改正に伴う障害種別範囲の拡大と障害の重度化・高齢化により、障害福祉サービスの対象者数は増加し、そのニーズも多種多様化している。

○障害者に関する法律、介護保険等高齢者に関する法律が整備されてきたが故に、介護保険サービスに馴染まない40～60歳代の方、障害者総合支援法に馴染まない若年層の中途障害の方、身体障害者手帳を取得していないが支援を必要とする方、病後に復職を希望する方などからの支援のニーズが増加傾向にある。

### 2 建物について

○事業者のアンケートでは、見通しが悪い、死角が多いといった、事業を実施する観点から様々な安全上の課題が挙げられた。設計者の論文から、建物全体が利用者の訓練の場となるべく様々な工夫がなされていることは理解できた。しかし、法規制も変わり、障害者が利用する機器や補装具も変わる中、現在の法規制に対応した安全性を確保するのは大規模改修では難しいと考える。障害のある当事者が、機能訓練や生活訓練をきちんとできるよう、最低限の環境を整えるためにも、大規模改修で長寿命化を図るのではなく建替えするのが望ましい。

○交通の便の良い所に移転して規模も拡大すべきという意見もあるが、現在の場所は、落ち着いた環境で利用者の支援ができる。また、利用者の送迎車を停車させやすい。交通の便が良い場所で現在と同規模の施設を確保するのは困難であり、なにより、地域の理解を得られていることは大きな利点である。また、駅前など交通の便が良い場所に今の建物の規模を建てられる場所を確保することは困難であり、旧なごみの家の敷地も一体と考え、利用者用駐車場を整備するなど、現在の場所で地域に根付いた施設としてあることが望ましい。

○建替えは、この先に必要となる機能も視野に入れて整理していく必要はあるが、まずは現在行っている事業を安全な環境で安心して行える施設であることが第一である。

○駐車場は、今は送迎車しか停められず、不十分である。旧なごみの家の敷地も一体として検討し、利用者用の駐車スペースも確保し、利便性を図るべきである。

### 3 今後求められる機能（事業）について

- 民間では支援することが難しい重度の障害のある方、法の網から漏れてしまう方への支援、そして団体支援こそが、公が担うべき役割ではないか。
- 介護保険サービスに馴染まない40～60歳代の方、障害者総合支援法に馴染まない若年層の中途障害の方、身体障害者手帳を取得していないが支援を必要とする方、病後に復職や復学を希望する方などへの支援として、ピアサポート機能、医療系の専門職による相談支援機能、生活のためのリハビリテーション、就業や復学のためのリハビリテーションなどが必要となってくる。
- 社会福祉法人武蔵野が事業を展開している障害者総合センターとの役割分担を明確にし、障害者福祉センターが中心となって市の障害者福祉施策を展開するような役割を担うように整理をしていくべきではないか。
- 障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービスだけでなく、就労支援や余暇活動を支援する役割を担う必要があるのではないか。
- 設立当初から取り組んできた、千川地域の行事などへの参加や市内全域からの利用者の受け入れを継続し、地域とのつながりを保ち続けながら、居場所機能や避難所の機能も備えた、立ち寄りやすく地域に開かれた施設であり続けることは今後も必要となってくる。
- 第6期障害福祉計画でも「市民が主体となる地域活動の推進」が挙げられており、市の施設として、障害者団体・ボランティア団体の活動を促進する場や資源の提供は、今後ますます重要になる。

## Ⅲ 障害者福祉センターの改築に関する基本理念と基本方針

### Ⅲ-1 基本理念

#### 基本理念

#### 障害のある方を支援する、障害者福祉の中心的な拠点

建替え後の新しい障害者福祉センターについては、その基本理念を「障害のある方を支援する、障害者福祉の中心的な拠点」とし、建替え事業を実施していく。

現在の障害者福祉センターはかつて、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターB型の施設として整備され、市内の障害者福祉の拠点として機能していたが、法改正に基づく事業再編、老朽化、建物形状による様々な制限、施設整備基準の改正などにより、当初意図された機能を十全に発揮し切れていない面もある。

そのため、現施設を設計した際の設計理念である「利用でき、かつ理解しあう場となる、地域に根ざした施設」になるための「リハビリテーション」「コミュニケーション」「アクセシビリティ」「安全性と快適性」という考えを継承しつつ、武蔵野市ならではの地域共生社会の実現に向けて、将来までも機能する障害福祉の拠点として障害のある方、支援者が集まり、かつ地域にも開かれた拠点となるように整備を行う。

そして、基本理念を具現化するために4つの基本方針を定める。

### Ⅲ-2 基本方針

#### 基本方針1 現在の事業を、安定的かつ安全に継続することができる施設

◇現在行われている各種事業を、安定して継続できるよう、建物の安全性を高める。

◇自立支援給付を受ける事業については、事業所として東京都等の指定を取得

◇相談支援機能の強化

現在行われている事業については、障害者総合支援法になじまない若年層の中途障害のある方の支援や高次脳機能障害相談支援事業、児童発達支援事業や放課後児童健全育成事業など、障害種別の多様化に応じたサービスや、民間事業者では提供が困難なサービスを提供してきた経緯がある。これらの事業を安定的に継続することができる施設を整備することが求められる。そのために法内事業については、事業所としての指定を取得することができるように、各種指定基準を満たすように整備を行う。

また、実施されている各種相談事業についても、他施設で行われている相談事業と連携を図りながら、今後の相談ニーズを満たすことができるように、機能強化を図る。



## 基本方針2 団体活動を支え、交流を促進する「活動の場」としての施設

◇団体が多目的に用いることができる、会議室機能の整備

◇団体間の交流を促進し、活動の拠点として用いることができる、スペースを整備

障害者福祉センターでは、各団体が今までも会議・スポーツ・芸術活動・講演会等の様々な活動を実施しており、多目的に用いることができる会議室機能が引き続き求められている。

また、団体の活動を活性化し支えるために、印刷や軽作業を行う活動機能・情報収集機能・交流機能などを備えたスペースを充実させていく。

## 基本方針3 地域の人々に親しまれ、互いに交流することができる施設

◇地域との交流を深める、地域交流スペースを1階ロビーに整備

◇地域交流スペースは、障害者福祉に関する理解や関心を高める取組を行う場とするとともに、各種事業実施上の機能との整合性を考慮して整備

現障害者福祉センターのロビーは、主要な交通動線である西側都道から奥まった場所にあり、地域の方が気軽に立ち寄ることができるレイアウトとはなっていない。また、障害者福祉センター内で、どのような事業が実施されているかについても、通行する人からはわかりにくくなっている。

行われている事業や取組・障害福祉について理解や関心を高めるためのイベントや展示等を行えるよう、地域の方が気軽に立ち寄ることができるスペースを整備する。

一方で、1階ロビーは、事業用送迎車のための駐車スペースや、送迎を待つ利用者のための待機スペース、建物全体の管理機能等も配置しなければならない。それらの機能と整合性を図りながら、地域交流のための機能を整備する。

## 基本方針4 時代の変化に対応し、継続して障害者福祉の機能を担える施設

◇時間経過とともに変化する障害福祉のニーズに対応できる、可変性を備えた施設整備

現障害者福祉センターは、時代とともにサービスの再編が行われ、実施事業の見直しが行われてきた。法改正等により当初設計時に想定していた以外の用途で使用された際には、建物形状等の制約により、各室が使用しにくい状況も生じてきた。

今後も、社会情勢の変化や法改正等に伴い、障害福祉サービスのニーズが変化していくことも想定される。サービスの再編が再び行われることも想定し、可変性のある構造を選択し、各室を整形で設計することで、フレキシブルな建築物としていく。



## IV 障害者福祉センター改築に関する諸要件の整理

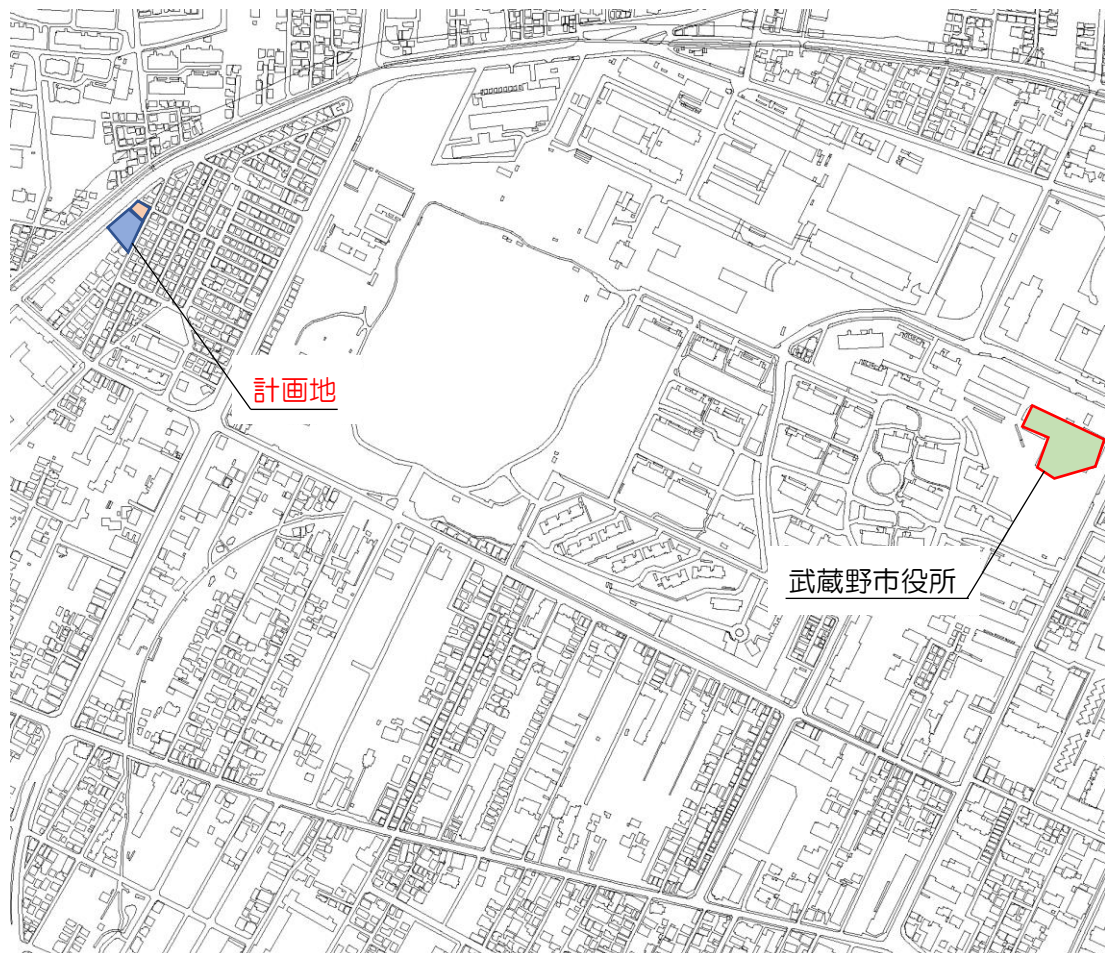
### IV-1 整備予定敷地の概要

#### 1 障害者福祉センターの位置及び敷地面積と都市計画等諸条件

##### (1) 位置及び敷地面積

障害者福祉センターは八幡町4丁目に位置し、建築確認上の敷地は、現障害者福祉センターと旧なごみの家の二つに分かれている。

現障害者福祉センター	約1,030 m <sup>2</sup>	
旧なごみの家	約 250 m <sup>2</sup>	
合計	約1,280 m <sup>2</sup>	



(2) 都市計画における条件の整理

**A 西側道路(現況)から 20m まで**

＜第一種住居地域＞  
 面積 980.4㎡  
 建ぺい率 60%  
 容積率 200%  
 高度地区 23m第二種  
 防火指定 準防火地域  
 最低敷地 100㎡  
 日影規制 4h-2.5h/4m

**B 西側道路(現況)から 20m 以降**

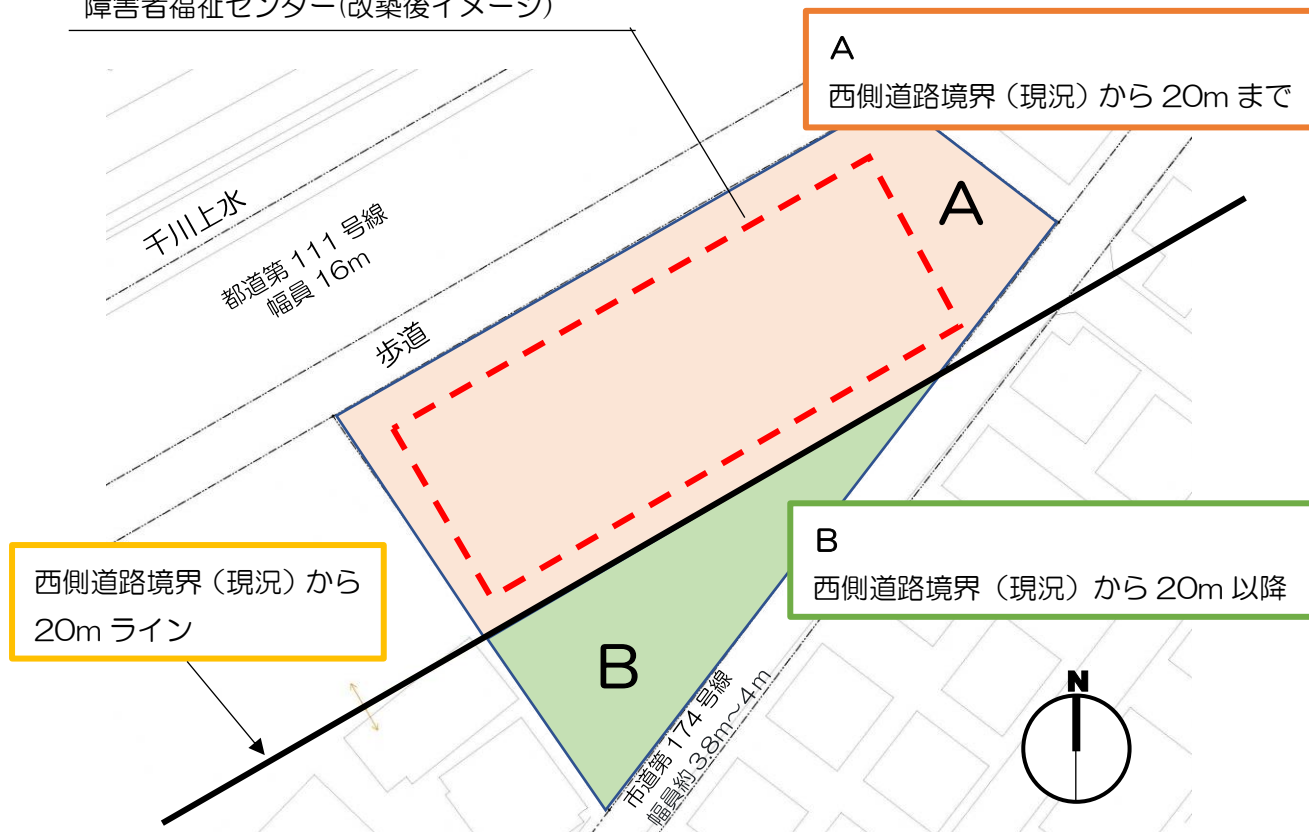
＜第一種低層住居専用地域＞  
 面積 303.77㎡  
 建ぺい率 50%  
 容積率 100%  
 高度地区 10m第一種  
 防火指定 準防火地域  
 最低敷地 100㎡  
 日影規制 3h-2h/1.5m

敷地における条件の整理

建ぺい率 約 57% (按分)    最大建築面積 約 730 ㎡  
 容積率 約 175% (按分)    最大延べ床面積 約 2,240 ㎡

※ただし、高度地区、日影規制、周辺環境に配慮した適切な離隔等を確保する必要があるため、最大値まで建築を行う事はできない。

障害者福祉センター(改築後イメージ)



## IV-2 ゾーニング及び必要諸室・諸条件についての検討

### 1 基本理念・基本方針を具体化するためのゾーニングの検討

基本理念・基本方針を具体化し、建替え後の障害者福祉センターの機能を配置するうえでのゾーニングの配慮事項は以下のとおりとなる。

#### 基本方針1 現在の事業を、安定的かつ安全に継続することができる施設

- すべての法内サービスは、法内事業としての指定を受けるための基準を満たす配置、室の整備、必要面積を備えるようにする。
- 通所支援部門の自立訓練(機能訓練)は、身体的リハビリテーションを必要とする方を対象としたサービスを提供するため、1階に配置することが必要である。
- 通所支援部門の生活介護事業等は、落ち着いて社会参加・日常生活の場とするために、その他の機能と分離した、落ち着いた配置計画をすることが必要である。
- 児童発達支援事業、放課後児童健全育成事業等は、指定を受けるために、1階もしくは2階に配置しなければならない。
- 事業を提供する法人・事業所毎に動線・出入口等の計画を適切に実施しなければならない。

#### 基本方針2 団体活動を支え、交流を促進する「活動の場」としての施設

- 団体活動を支えるために、多目的に使うことができる貸出用の会議室を整備する。
- 団体間の交流・情報交換・活動拠点となる、団体交流・活動スペースを整備する。
- 会議室、印刷室、団体交流・活動室、録音室等の団体活動に関連する各室は、円滑な活動を支援するため、同フロア内に配置することが望ましい。

#### 基本方針3 地域の人々に親しまれ、互いに交流することができる施設

- 1階には、地域住民も気軽に立ち寄れる場、利用者同士が交流できる場、団体活動の場としても活用できる地域交流機能を持たせた、ロビーを整備する。

## 2 必要諸室・諸条件等の整理

建替え後の障害者福祉センターの機能を整理し、現在の指定基準や法的要件等を踏まえ、必要な各室・諸条件について、以下のとおり整理を行う。

ただし、ここに示す必要面積については、各種法令等に基づく基準等を参照したうえで求められた暫定的な数値となる。より詳細な各室の必要面積については、今後実施される基本設計・実施設計の中で定める。

事業	部屋名称	必要面積 (㎡)	用途・諸条件など
①管理部門 (管理機能)	地域交流ロビー	125 ㎡ ～	送迎待合機能、簡易相談を受ける機能、いっとき避難所、地域交流機能、地域イベント機能等を設ける。地域に向けて開けたレイアウトを行う。
	管理用事務室		4～5 名程度の職員が事務を行うことができる事務室。通所支援部門や相談支援部門と連続する場合には、扉等の仕切りが部門間に必要となる。
	管理用倉庫		管理部門全般の物品を収納する倉庫
	福祉避難所用倉庫		防災備蓄品（毛布、非常食、紙おむつ、発電機等）の収納
【法令に基づく位置づけ等】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年厚生労働省令第 21 号身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に準拠する施設整備</li> <li>・その他、障害者福祉センターで行われる事業を円滑に実施し得るための施設整備</li> </ul>			

事業	部屋名称	必要面積 (㎡)	用途・諸条件など
①管理部門 (施設貸出・講習会事業)	会議室①	220 ㎡ ～	会議・スポーツ・芸術活動・講演会等の様々な活動を実施できるような内装・設備・情報通信機能等の整備を検討する。また音楽療法等の事業も実施するため、防音性も配慮した室とする。
	会議室②		利用者は支援者以外にも、車椅子使用者、視覚障害、聴覚障害、知的障害（強度行動障害含む）などの方も含まれるため、衝突事故を防ぐ動線や配置が望まれる。また、法内事業とは動線が被らないような配置が必要となる。
	印刷室		印刷機、紙折り機、裁断機等を設置し、団体の活動を支える機能を整備する。
	団体交流・活動室		団体の情報収集機能や交流機能を整備する。
	録音室		録音作業を行うため、防音機能が必要
	トイレ		一般用トイレ、多目的トイレ
【法令に基づく位置づけ等】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年厚生労働省令第 21 号身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に準拠する施設整備</li> <li>・その他、障害者福祉センターで行われる事業を円滑に実施し得るための施設整備</li> </ul>			

事業	部屋名称	必要面積 (㎡)	用途・諸条件など
② 通所支援部門 (自立訓練(機能訓練))	訓練・作業室	120㎡ ～	<p>【定員】10名(18歳から65歳未満)</p> <p>【対象】主に肢体不自由者が多く、車椅子や杖を使用する方が主な利用者となる。</p> <p>【訓練・作業室の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面積：最低3㎡×定員</li> <li>専用設備の設置(相談室、洗面所・便所)</li> <li>車椅子利用者が使用しやすい仕様</li> <li>訓練又は作業に必要な器具設置</li> </ul> <p>【その他】補装具相談の場所としても使用</p>
	洗面所		<ul style="list-style-type: none"> <li>通所支援部門の利用者が使用する洗面所</li> </ul>
② 通所支援部門 (生活介護)	訓練・作業室	100㎡ ～	<p>【定員】10名(18歳から65歳未満)</p> <p>【対象】主に中途障害者(18歳以上65歳未満)</p> <p>※高次脳機能障害、視覚障害、頸髄損傷などのある方等</p> <p>【訓練・作業室の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面積：最低3㎡×定員</li> <li>専用設備の設置(相談室、洗面所・便所)</li> <li>車椅子利用者が使用しやすい仕様</li> <li>台所(食器の洗浄や飲水の確保)</li> <li>訓練又は作業に必要な器具設置</li> </ul>
	台所		
	洗面所		<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護部門の利用者が使用する洗面所</li> </ul>
② 通所支援部門 (自立訓練・生活介護共有)	多目的室 (相談室兼用)	190㎡ ～	<ul style="list-style-type: none"> <li>法内通所部門の相談室</li> <li>自立訓練(機能訓練)の言語訓練室や多機能の多目的室として兼用が可能</li> </ul>
	便所		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女別で車椅子対応のもの。</li> <li>視覚障害者にも配慮された構造である事</li> </ul>
	事務室		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援部門と共有可</li> </ul>
	倉庫		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援部門と共有可</li> </ul>
	更衣室		<ul style="list-style-type: none"> <li>管理部門及び相談支援部門と共有可</li> </ul>
<p>【法令に基づく位置づけ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年厚生労働省令第21号身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に準拠する施設整備</li> <li>障害者総合支援法による機能訓練・生活介護(多機能型)の基準を満たす施設整備</li> </ul>			

事業	部屋名称	必要面積 (㎡)	用途・諸条件など
③ 相談支援部門	相談室 (専門相談)	45㎡ ～	<ul style="list-style-type: none"> <li>高次脳機能障害者相談支援事業、視覚障害者相談支援事業の個別相談、高次脳サロン及び点字教室の開催など</li> </ul>
	相談室 (計画相談)		<ul style="list-style-type: none"> <li>指定特定相談支援事業所の相談室</li> </ul>
<p>【法令に基づく位置づけ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年厚生労働省令第21号身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に準拠する施設整備</li> <li>障害者総合支援法による指定特定相談支援事業の基準を満たす施設整備</li> </ul>			

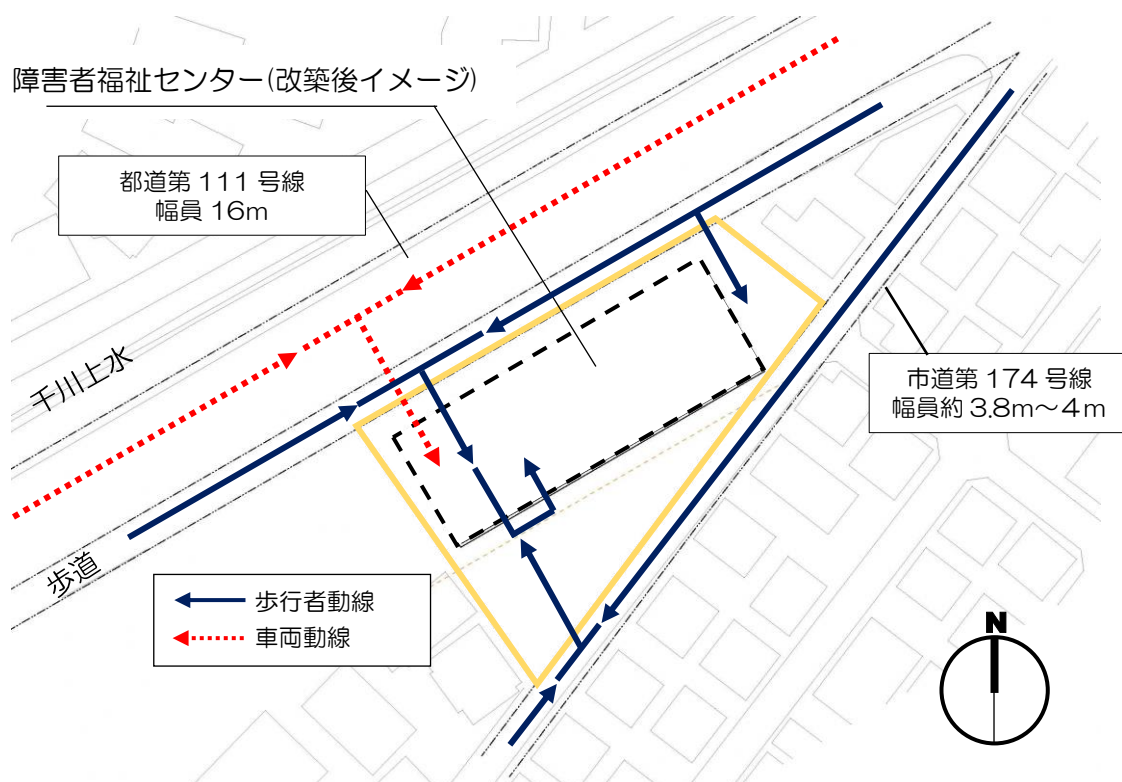
事業	部屋名称	必要面積 (㎡)	用途・諸条件など
④生活介護事業	訓練・作業室	175㎡ ～	【定員】20名 【対象】行動障害のある知的障害者 【訓練・作業室の要件】 ・面積：最低3㎡×定員 ・専用設備の設置（相談室、洗面所・便所） ・訓練又は作業に必要な器具設置 【その他】 ・利用者は18歳以上の強度行動障害のある知的障害者 ・全体として、強度行動障害に配慮した施設整備を行う事
	多目的室		
	事務室		・生活介護事業の事務室 ・レイアウトによっては、他の部門と共有可
	倉庫		・生活介護事業に必要な物品（資材等）を収納する倉庫
	相談室		・相談対応に使用できる独立した部屋
	台所		・強度行動障害に配慮した構造、設備等
	洗面所		・強度行動障害に配慮した構造
	便所		・強度行動障害に配慮した構造、男女別
【法令に基づく位置づけ等】 ・障害者総合支援法による生活介護事業の基準を満たす施設整備			

事業	部屋名称	必要面積 (㎡)	用途・諸条件など
⑤児童発達支援事業	指導訓練室	115㎡ ～	【定員】10名 【対象】知的障害及び発達障害のある3歳から修学前児童 ・1階又は2階に設置 ・3㎡/人以上、30㎡以上死角の無い指導員の目の届く空間 ・未就学児専用のトイレ ・洗面台3か所（食器洗浄用流し台、手洗い用流し台、トイレ用洗面） ・他の事業（法内、市事業含む）とは出入り口、動線等も含めて共有することができない。 ・多動性のある児が多く、特に安全面に留意して施設整備を行う。 ・部屋の設えとして、周囲に刺激となるようなものが見えないようにすること。
	事務室		・最低5㎡、放課後児童健全育成事業との兼用可
	相談室		・相談対応に使用できる独立した部屋
	台所		・昼食やおやつの提供に使用。子どもが入れないように設計
	洗面所		・未就学児の体格等に配慮した器具を選定すること
	便所・洗面所		・未就学児の体格等に配慮した器具を選定すること
	倉庫		・放課後児童健全育成事業と兼用可
	更衣室		・放課後児童健全育成事業と兼用可
【法令に基づく位置づけ等】 ・児童福祉法による児童発達支援事業の基準を満たす施設整備			

事業	部屋名称	必要面積 (㎡)	用途・諸条件など
⑥放課後児童健全育成事業	保育室	60㎡ ～	【定員】10名 【対象】知的障害のある小学生 ・1.65㎡/人以上（市基準）
	事務室		・最低5㎡、児童発達支援事業との兼用可
	台所		・レイアウト等によっては、他事業と兼用可
	洗面所		・小学生の体格等に配慮した器具を選定すること
	便所		・小学生が利用することを想定
【法令に基づく位置づけ等】 ・児童福祉法に基づく、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たす施設整備			



### IV-3 配置計画、車両・歩行者の動線計画



#### 《配置計画》

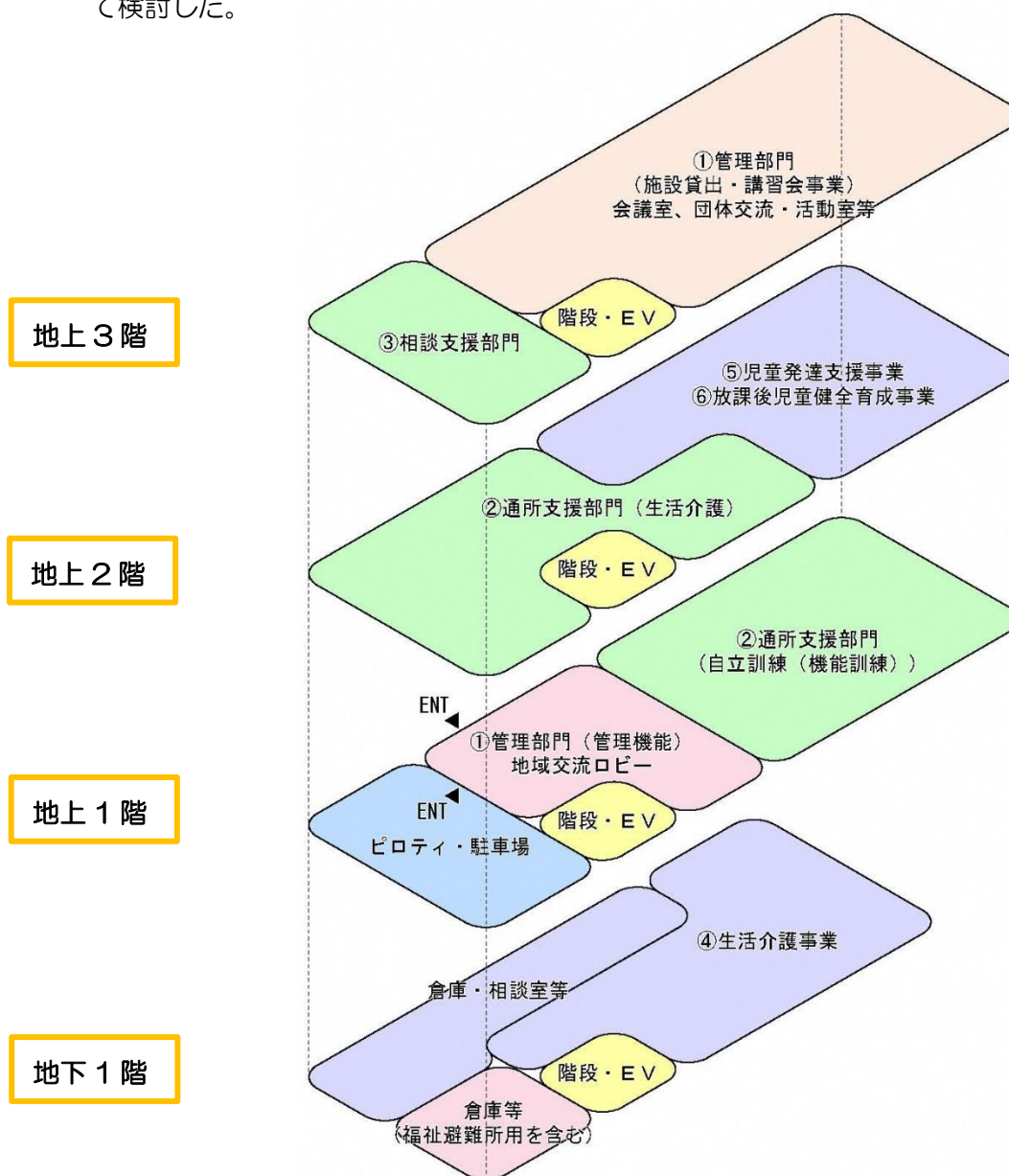
- ・ 現建物と同様、不整形な敷地形状のため、事業実施に適切な配置計画を行う。
- ・ 隣地への距離等については、周辺環境に配慮した配置計画を行う。外構計画と連携した配置計画を立て、プライバシーの保護や視線への配慮を行う。
- ・ 敷地面積が限られる中で困難な課題ではあるが、事業実施に伴う利用者送迎を安全に行える駐車場及び来館者用の駐車場を配置する。

#### 《車両・歩行者の動線計画》

- ・ 市道第174号線（敷地東側道路）は交通量が少ない住宅街に面した静謐な生活道路である。周辺環境への影響等を考慮し、事業等の送迎による車両の出入りは都道第111号線（敷地西側道路）にて行うことを原則とする。
- ・ 各事業所への動線・出入口等の計画を適切に実施することで、事業者指定の取得を行い、利用者の利便性を高める。

## IV-4 ゾーニング、階構成案

ゾーニング、階構成の検討に当たっては、IV-1 からIV-3 において整理した諸要件を基本要件として、事業実施における利便性向上や安全面の配慮、団体活動の拠点としての機能充実、地域交流の促進など、これからの障害者福祉センターが果たすべき役割を踏まえて検討した。



## V 施設整備に関する考え方

### V-1 敷地概要、建築概要

#### 【敷地概要】

- 建設予定地 : 武蔵野市八幡町4丁目 400番5、230及び231
- 敷地面積 : 約 1,280 m<sup>2</sup> (旧なごみの家 敷地含む)
- 都市計画区域 : 区域内
- 用途地域 : ①第一種住居地域 ②第一種低層住居専用地域
- 地域地区 : ①準防火地域、23m第二種高度地区  
: ②準防火地域、10m第一種高度地区
- 日影規制 : ①4h-2.5h/4m ②3h-2h/1.5m
- 指定建ぺい率 : 約 57% (按分)
- 指定容積率 : 約 175% (按分)
- 周辺道路 西側 : 幅員約 16.0m  
東側 : 幅員約 3.8m~4.0m

#### 【建築概要】

- 建築面積 : (想定値) 600 m<sup>2</sup>
- 建ぺい率 : (想定値) 47%
- 延べ面積 : (想定値) 2,000 m<sup>2</sup>
- 容積率 : (想定値) 156%
- 階数 : 地下1階 地上3階
- 構造 : RC造

## V-2 施設整備における留意事項

### 1 周辺への配慮について

- ・敷地周辺は閑静な住宅街であるため、周辺の住環境に配慮した計画とする。
- ・日照に配慮した計画とする。
- ・周辺への圧迫感等に配慮し、配置計画、建築計画を十分に検討する。
- ・住宅に向けた開口部等については、プライバシー保護や視線への配慮を行い、外構計画と連携させ、周辺への配慮を十分に行う計画とする。
- ・千川上水の景色や周辺の街並みとの調和を図り、既存建物と調和した建物形状、外観及び色彩計画を行う。

### 2 工事を実施するにあたっての敷地周辺地域の安全と安心の確保について

- ・敷地周辺の居住環境への配慮、通行者等の安全や西側都道の流通等に配慮した工事計画・仮設計画を行う。
- ・現障害者福祉センターの基礎・杭等の撤去及び改築に係る既存建物の撤去については、振動、騒音、粉塵等の周辺に影響を与える要因に対し注意を払い、周辺負担を軽減する工法を採用する。
- ・敷地周辺地域の居住者の理解に努める。

### 3 仕様・コストについて

- ・仕上げ、仕様等を十分に検討し、建築単価の抑制に努める。
- ・東京都「公共施設整備の基本指針」及び「標準建物予算単価」に沿った計画とする。
- ・通常の維持管理や修繕工事等に配慮し、維持管理や保守に係る費用が過大とならない計画とする。
- ・障害者福祉センターにて実施している事業は、障害のある方の生活を支えるサービスであり、事業中止等が行われると、障害のある方の地域生活に支障が生じる恐れがある。そのため、将来の大規模改修等の際に、移転や事業中止を伴うことなく事業を継続しながら改修工事を行うことができるように、電気設備や機械設備の配置やメンテナンス性を十分に検討し、計画を行う。

### 4 諸室について

- ・将来の事業再編等が行われる事態に備え、用途の変更が行えるように構造を計画し、電気や設備配置を検討する。
- ・事業ごとに、求められる仕上げ、内装、建具、ケーブル等詳細に検討し、事業を実施するうえで、必要な配慮を基本設計や実施設計において行う。
- ・事業実施に関連し、さまざまな障害の特性に配慮し、安全面や耐久性等に特に配慮した計画を行う。

## 5 ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する配慮について

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年号外法律第91号）及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）の基準を満たす計画とする。
- 障害者福祉センターは、様々な障害種別のある方が使用する施設となる。肢体不自由、車椅子利用者、内部疾患、視覚障害、聴覚障害、高次脳機能障害、知的障害、精神障害等の様々な障害種別に配慮し、すべての方に使いやすい施設計画を行う。設計時には、当事者等の意見を聴取し、設計に反映させる。
- L G B T Q +の方への配慮を十分に検討し、計画を行う。
- すべての人に分かりやすいサイン計画を行う。

## 6 環境配慮について

- 東京都「省エネ・再エネ東京仕様」において原則導入とされる省エネ・再エネメニューを整備する。
- ライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定する。
- この他「武蔵野市建築物環境配慮指針」や今後設定される「武蔵野市の公共施設の環境配慮基準」に沿って個別協議により決定する。
- 環境物品の活用に努める。
- 多摩産木材、エコセメントの活用に努める。

## 7 ネットワーク環境、電話等の回線環境について

- 複数の事業者が事業実施主体となるため、十分に余裕を持たせたネットワーク環境や電話網等を構築する。
- 団体等が利用する際に情報収集等が適切に行えるように、利用者が利用できるフリーwi-fi環境を、必要な箇所に整備する。

## 8 敷地内緑化及び既存樹木の取扱いについて

- 既存施設敷地を含めた範囲で、敷地面積の20%以上の緑地面積を確保する。
- 接道緑化を積極的に行う。
- 緑地面積の算定は「武蔵野市緑化に関する指導要綱（平成9年11月1日施行）」による。
- 樹種選定は、地域の植生に配慮したものとする。

## 9 工事期間中の障害者福祉センター仮施設について

- 改築にあたり、障害者福祉センター機能は別敷地に設置する仮施設（本事業外）に移転させ、建替え工事の完了後に、再移転することとなる。移転や再移転による事業実施への影響を最小限に留め、適切に建替え工事を行うことができる工事計画・事業スケジュールを策定する。

## 10 防災上の要件

- 「官庁施設の総合耐震計画基準」による、耐震安全性の分類は、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類を原則とし、その内容については、基本設計・実施設計時に協議により決定するものとする。
- 災害の発生時に、大型の車いす利用者等を含めて様々な障害特性のある方が安全に避難を行えるように、避難経路、避難誘導、防災設備等を検討する。
- 障害者福祉センターは、災害発生時には福祉避難所として機能する。そのため、耐震性の強化、電源等の適切なライフラインの確保、備蓄品等の確保ができる備蓄倉庫の設置等を計画する。

## 11 駐車場、自転車駐輪場等について

- 限られた敷地スペースを利用し、事業実施における送迎用車両の駐車場、施設運営用車両の駐車場、来場者用の駐車場を可能な範囲で設置する。また、来場者や職員用の駐輪場も適切に整備する。

## VI 事業費及び事業スケジュール

### VI-1 事業費想定

必要となる工事等	・現障害者福祉センター解体工事
	・新障害者福祉センター新築工事
	・各工事に伴う工事監理委託他
総事業費(想定)	約 14 億円

※ただし、工事費は現構想段階における概算想定額である。工事費は、設計内容や入札時の建設コスト等に大きく影響されるため、あくまで現時点での構想であり、詳細な事業費想定については、基本設計時に改めて示すものとする。

### VI-2 事業スケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
障害者福祉センター 改築工事	基本計画(案)策定 パブコメ 近隣説明会 市民説明会 基本計画策定	基本設計 近隣説明会 市民説明会	実施設計 まちづくり条例 手続等	工事説明会	既存建物 解体工事	新築工事	供用開始
仮設建物		仮設設計 確認申請等 近隣事業 説明会 工事 説明会	仮設建物 設置工事	高齢者総合センター、障害者福祉センター 仮設建物利用			仮設建物 解体
				移転	移転	移転	

## Ⅶ 意見聴取(パブリックコメント)の実施と市の対応方針

### 1 意見聴取(パブリックコメント)の実施概要

- (1) 募集期間 令和5年1月1日(日)から1月27日(金)まで
- (2) 提出方法 郵送、ファクス、電子メールまたは直接持参
- (3) 実施結果 5人から計11件の意見提出

### 2 意見内容と市の対応方針

No.	対象箇所		ご意見	市の対応方針
	頁	項目		
1	12 ～ 15	<p>Ⅱ-2 武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会の検討結果</p> <p>Ⅲ 障害者福祉センターの改築に関する基本理念と基本方針</p>	<p>障害者団体が利用する会議室や印刷室については、必ずしもここでなくてもよい団体が多いのではないのでしょうか？</p> <p>障害者本人で構成される団体については、その障害に合わせた設備が必要なこともあるだろうが、別の場所で代用ができる団体活動があるのではないのでしょうか？コミセン、プレイス、市民会館、社協では会議や印刷設備もある。団体が集まるには、交通の便も悪く、近隣にコインパーキングもなく、とても不便です。</p> <p>それよりも、現在の課題の成人の通所後の居場所づくりはどうか？これについても、場所がネックにはなるが、他に行き場がない場合は、利用したいと思う人はいると思います。卒後、放課後等デイサービスがなくなり、通所後の過ごし方が大きくかわります。身体の人達の中には、長時間車椅子に</p>	<p>「武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会」における検討内容にもありますとおり、団体活動を支え発展させていくための拠点として、障害者福祉センターの施設貸出事業等は引き続き重要な役割を担うと考えています。</p> <p>また、成人した障害者の通所後の居場所等については市としても課題として認識していますが、障害者福祉センターに新たな機能を追加することは、延床面積・事業所指定取得に関する制約等を踏まえますと困難と考えます。これらの課題については、移動支援・日中一時支援等の各事業を市域全体でどのように充実させていくかについて、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、移動支援等のサービス利用時に、ロビー等に立ち寄っていただくための設え等については、基本設計及び実施設計時に検討してまいります。</p>



			<p>座っていることを苦痛に感じる人 たちもいますし、夏の暑い日や冬 の寒い日、雨の日も移動支援を利用 しなければならない状況もあり、 体力的に大変です。街中で、障 害者が休憩できる場所は全くあ りません。他人の目を気にせず、体 を横にしたり、ストレッチしたり、 水分補給、医ケアがあれば、吸引、 チューブでの水分補給もあります。</p> <p>放課後等デイサービス事業のよ うに、事業者が運営してくれるの が一番ですが、現状は難しいので、 とりあえずは、ヘルパーさんや家 族の人達といつでも行ける設備と 居場所を作っていただきたいと思 います。</p>	
2	12 ～ 15	<p>II-2 武蔵野市障害者 福祉センターあり方 検討委員会の検討結 果</p> <p>III 障害者福祉セン ターの改築に関する 基本理念と基本方針</p>	<p>途中障害や高次脳機能障害の方 がずっと通えるデイサービスの充 実はどうか？高次脳機能障害の方 が、デイサービスふれあいに通所 されるケースがある。ご家族とお 話をしたことがあるが、とても戸 惑っていました。本人にもご家族 にとっても分けて考えた方が良い のでは？と考えます。</p>	<p>障害の特性に対応したサービスの 充実は、市としても課題と認識してい ますが、新たな機能を追加すること は、延床面積・事業所指定取得に関す る制約等を踏まえやすと困難と考 えています。個別のサービスの課題につ いては、受給サービスの計画作成を行 う相談支援専門員等と連携を図りつ つ、対応を図ってまいります。</p>
3	14	<p>III-1 基本理念</p>	<p>あり方検討委員会の検討結果に 「現在行っている事業の中で不要 なもの一つもない」とあるよう に機能としての必要性や重要性は 感じます。武蔵野市の目指す地域 共生社会におけるセンターの位置</p>	<p>ご指摘のとおり、障害者福祉センタ ーの果たす役割は武蔵野市ならでは の地域共生社会の実現とも密接に関 係しています。ご指摘の趣旨を踏まえ て基本理念の説明文を修正しました。</p>

			<p>づけや地域共生社会をつくっていくうえでどういう役割や使命があるかも書かれているといいと思いました。</p>	
4	21	2 必要諸室・諸条件等の整理	<p>日照、採光、換気について十分な配慮をお願い申し上げます。</p> <p>「生活介護」の「事業所の配置、構造および設備」につき、都の指定基準で「利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない」と定められています。</p> <p>利用者には自閉症者が多くいます。日光を浴びると一般に脳内で神経伝達物質が分泌されやすく、分泌が平均的に少ない自閉症者にとって、日光を浴びる環境は重要と医学的にも理解されていると思います。利用者は平日の日中ほとんどの時間を作業所で過ごし、その期間は高校など卒業後数十年の長期間に及び得ます。日照、採光等について十分な配慮をお願い申し上げます。</p> <p>インフルエンザやコロナの集団感染も心配です。換気にも十分にご配慮ください。</p>	<p>ご意見のとおり、各事業においてサービスを利用する際の各部屋の環境は非常に重要な要素と考えています。各事業における利用者の障害特性等を考慮しながら、日照、採光、換気等の環境面への配慮について、今後の基本設計及び実施設計時に十分に検討してまいります。</p>
5	21	2 必要諸室・諸条件等の整理	<p>生活介護を地下にする場合、現在の地下1階とは大きく異なるものにしてください。</p>	<p>ご意見のとおり、現在の地下階の環境に関する課題については、昨年度に設置した「武蔵野市障害者福祉センタ</p>

			<p>—現在の地下1階は、非常に深く、防音にも配慮した構造です（ピアノなどを設置）。千川作業所のような、日中最大の人数が滞在し、長時間作業を行う場所としては元々設計されておらず、日照、採光、換気の点で大変不安です。深さ・日照・採光・換気を格段に改善してくださいようお願い申し上げます。</p> <p>とくに、広い光庭、大開口、吹き抜け、ドライエリアなどの設置をお願いします。</p> <p>—光庭を広い面積で設けて、室内からそこに出てよい空気を吸い、晴れた日には日光も浴び、健康的に過ごせるようにしてください。</p> <p>—避難目的もかねて大開口とし、吹き抜け、ドライエリアなどの設置をお願いします。</p> <p>—（4階建てにするのがもし高さ制限などの事情で困難でも）地下1階を「半地下」とすることもご検討ください。</p>	<p>「あり方検討委員会」でも指摘されており、課題として認識しています。サービスの利用について、地下階に部屋を置くことのメリットを活かしつつ居室の環境を向上させる仕組みについて、今後の基本設計及び実施設計にあたっては、十分に検討してまいります。</p>
6	21	2 必要諸室・諸条件等の整理	<p>娘が障害者福祉センターに通所していますが、娘は聴覚過敏な面があり、トイレにこもってしまう時間がかかなりあるようです。欲張りな意見ですが、そんな娘が落ち着き、クールダウンできるスペースがあるといいのにと、感じております。参考までに、こんなことを考えている保護者がいるのだとお知らせしたく、メールさせていただきます。</p>	<p>ご意見のとおり、各事業を実施している部屋について、利用者の障害特性に配慮した設え等を整えるのは重要なことと考えております。</p> <p>今後の基本設計及び実施設計にあたっては、施設管理者等と十分に協議しながら、各部屋の設えについて検討してまいります。</p>

7	24	IV-4 ゾーニング、階構成案	<p>生活介護の千川作業所を、地下以外にすること（たとえば、①3階に設置する、②引き続き2階に設置する、③センターを4階建てにする、など）は、現時点ではすでに実現可能性はないのでしょうか？</p> <p>—実現可能性がすでにない場合、その最大の理由は、いま3階にある児童発達支援事業を、改築の際には、都の基準に基づき、1階又は2階にする必要があるためでしょうか？階構成を決めるのが拙速な印象がありますが。</p>	<p>ゾーニングや階構成案については、昨年度に設置した「武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会」の検討内容を基に、本基本計画（案）にお示しした基本理念や基本方針、整備予定敷地や必要諸室等の諸条件の整理を行った上で、複数案を検討しました。</p> <p>近隣への配慮、事業所指定の要件等から建物を地下1階地上3階とすることや児童発達支援事業を2階に配置すること、生活介護の事業所を地階に配置することについては、事業実施事業者との意見交換や、事業所指定を所管する東京都の担当部局との事前ヒアリングも実施し、複数の事業を実施する上での実現可能性や安全性を最優先に検討を重ねています。</p>
8	24	IV-4 ゾーニング、階構成案	<p>駐車場とエントランスに関する質問</p> <p>P.24の図面で地上1階の駐車場、エントランスとなっている位置は、現状と同じ畑と反対側でしょうか？引き続きこの位置関係で設計頂ければ幸いです。</p>	<p>ピロティ・駐車場については、建物の規模や、駐車場の必要数を満たしつつ安全な動線を確保するために、敷地南側（畑側）に配置する計画となっています。</p> <p>駐車場については、音や安全確保等の課題があると考えますので、周辺にお住まいの方に十分に配慮し、フェンスの設置や安全設備の設置等を今後の基本設計及び実施設計において検討してまいります。</p>
9	24、 26	IV-4 ゾーニング、階構成案 V-2 施設整備における留	<p>屋上についてのリクエスト</p> <p>説明会でいただいた資料P.24にゾーニング、階構成案がありました</p>	<p>ご意見のとおり、周辺にお住まいの方への配慮については重要な項目と考えております。</p> <p>26ページ「V-2施設整備における</p>

		<p>意事項</p>	<p>たが、屋上について記されていないので気になっております。</p> <p>まだ、具体的な設計などはこれから作成していくとのことなので、現状、2階の畑側に位置している屋上を道路側に面して設計して頂くなど、ご検討いただけたら幸いです。その理由は、立地上、屋上で休憩されている方と対面してしまうため、換気を控えざるを得ない状況であったり、時々大きな声を上げる方もいらっしゃるの（つぶやくような声でも）窓を開けてもダイレクトに聞こえてしまうためです。</p> <p>また、それに関連して、現状は建物の窓がない壁の部分が当方の住宅側に向いているため、窓を開けて対面してしまうことを気にせず、落ち着いて生活できておりますので、新しい建物もその状況を維持していただけたら幸いです。</p>	<p>留意事項」の「1周辺への配慮」にも記載しているとおり、住宅に向けた開口部（屋上、窓、ベランダ等を含む）については、プライバシー保護や視線への配慮を行うように、今後の基本設計及び実施設計にて検討してまいります。</p>
10	26	<p>V-2 施設整備における留意事項</p>	<p>解体工事、新築工事期の騒音、揺れなどの補償についての質問</p> <p>P.29の事業スケジュールによると、令和7年度後半より9年度までとなっております。一般住宅の新築や改築などは数か月の事なので、「お互い様」の精神で乗り切れるかと思いますが、2年越しとなると、負担感が大きいのではと心配です。学校や仕事に出ている時間ならよいのですが、懸念されるのは</p>	<p>26ページ「V-2施設整備における留意事項」の「2工事を実施するにあたっての敷地周辺地域の安全と安心の確保」にも記載しているとおり、出来るだけ周辺にお住まいの方のご負担が少なくなるよう、振動・騒音等の低減に配慮した工法等の検討を、基本設計及び実施設計の中で進めていきますので、ご理解いただけますと幸いです。</p> <p>仮の住居の提供や金銭面での補償等はございませんが、工事実施にあた</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・リモートワーク時</li> <li>・病床上で休んでいる時</li> <li>・お客様が来ている時、というか呼ばなくなるのが困ります。</li> <li>・電話をしているときに騒音でよく聞こえない</li> <li>・テレビが聞こえにくい</li> <li>・高齢な親を引き取るかもしれない可能性</li> <li>・娘が乳児を連れ帰るかもしれない可能性</li> </ul> <p>などですが、普通に生活していても長期に渡ると不快感も膨らむのでは？と心配です。この期間に関して、一時的に別の住まいを用意する、お見舞金的なものが用意されるなど、なにか補償はあるのでしょうか？</p>	<p>っては、騒音規制法・振動規制法・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）などにより、建設工事から発生する騒音・振動について守るべき基準が定められていますので、これらの基準を遵守しながら工事を実施してまいります。</p>
11	-	その他	<p>意見交換会で利用者へ本計画案に具体的なことが書き込まれていることがあまり伝わっていないように感じました。広報公聴の難しさはありますが、できるだけ利用者と合意形成をしながら市民に喜ばれる施設になることを祈っています。</p>	<p>ご意見のとおり、改築事業全体のスケジュールの中のポイントとなるタイミングで、利用者や近隣の方に事業進捗をお知らせするとともにご意見を伺いながら改築事業を進めてまいります。</p>





武蔵野市障害者福祉センター改築に伴う基本計画

令和 5 年 3 月

武蔵野市

健康福祉部障害者福祉課

